

藤里町農地賃借料情報

藤里町農業委員会では、過去5年間の米の価格動向等から令和7年の農地賃借料を算定しましたので、農地を貸し借りする場合の参考資料としてご活用ください。

1. 令和7年 10a当りの農地賃借料 (単位 ; 円/10a)

区分	上級田	中級田	下級田	備 考
圃場規模	30a 以上	30a～10a	上・中以外	
基準収量	550kg/10a	500kg/10a	470kg/10a	
標準額	10,000	7,000	4,000	

2. 留意事項

(1) 上記の額はあくまでも参考です。貸人・借人相互で話し合い、実情に合わせた条件を考慮して賃借料を決定してください。

(2) 賃借料を決める場合、土地改良整備の償還金、水利費についてもご確認ください。

(3) 藤琴・大沢地区、長瀬地区の大区画基盤整備を実施した圃場の賃借料は、土地改良区や地区組合で設定している額をご確認ください。

3. 農業委員会から

貸人・借人相互で額を決定できない場合は、農業委員会事務局へご相談ください。

また、管理できなくなった農地などについては、みなさんの地域の農業委員と農地利用最適化推進委員が耕作放棄地を防ぐため農地斡旋に努めておりますので気軽に声をかけてください。

<問い合わせ先> 藤里町農業委員会事務局 電話 79-2114

藤里町農業委員会